

第 1 章

調査研究概要

1-1 調査研究概要

(1) 設備工事業（電気工事業）の選定の経過

本調査研究では、ニーズに即した研修カリキュラムの設定や公正かつ客観的な職業能力の評価など、効果的で効率的な人材育成に資するための産業・業種ごとの職務を調査・分析した「職業能力体系（モデルデータ）」の拡充や見直し等を行っている。

その拡充・見直し等の対象となる産業・業種の選定に当たっては、平成 22 年度に労・公・使の有識者で構成された「生涯職業能力開発体系調査研究会」において検討を行った。その結果、職務内容の大幅な変化や新たな職務の発生などが認められる業種、また第 9 次職業能力開発基本計画で示されていた新規成長分野（環境イノベーション業種）に関係する業種として、低炭素化社会へ向けて省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用など、その対応に直面している設備工事業（電気工事業）を対象業種とした。

これを受けて、全日本電気工事業工業組合連合会と業界の動向・現状等について協議を行った。その結果、高齢化社会や環境問題、安全・安心に配慮した電気設備工事など新しい需要への対応が急激に進んでいることから、平成 18 年度に作成した既存の設備工事業（電気工事業）の「職業能力体系（モデルデータ）」を見直すこととした。

(2) 設備工事業（電気工事業）とは

設備工事業（電気工事業）は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）において、大分類「D 建設業」のうちの中分類「08 設備工事業」において小分類「081 電気工事業」として位置付けられている。（図表 1-1 参照）

このうち本調査研究では、主として電気事業者と需要家における電気供給上の財産分界点である受電点から電球やモーターなどの電氣的エネルギーを消費する負荷までの範囲に敷設する受変電・非常用発電設備、幹線設備、動力設備、電灯・コンセント設備、弱電設備、創・蓄・省エネルギー設備等の電気工事を行う事業所の職務を分析することとした。

図表1-1 日本標準産業分類（総務省）における電気工事業の位置付け

<p>大分類D：建設業</p>	<p>主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。</p>
<p>中分類08：設備工事業</p>	<p>主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。</p>
<p>小分類081：電気工事業</p>	<p>小分類081の電気工事業には以下の一般電気工事業と電気配線工事業の事業所が分類される。</p> <p>【細分類0811：一般電気工事業】 主として送電線・配電線工事（地中線工事を含む）、電気鉄道、トロリーカー、ケーブルカー等の電線路工事、海底電線路配線工事、しゅんせつ船電路工事、その他これらに類する工事並びに水力発電所、火力発電所の電気設備工事、変電所変電設備工事、開閉所設備工事、変流所設備工事、船内電気設備工事、電気医療装置設備工事等の設備工事をすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。</p> <p>【細分類0812：電気配線工事業】 主として建築物、建造物の屋内、屋側及びその構内外の電灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会社、商店、住宅その他電灯照明電力機器の配線工事、屋外照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般電気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等の配線工事又はネオン広告塔、電気サイン広告塔、ネオン看板、電気看板等の設備並びに配線工事のすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。</p>

資料：総務省「日本標準産業分類（平成19年11月改訂）」